

令和 6 年和泉市教育委員会第 5 回定例会

日 時：令和 6 年 5 月 23 日(木) 午後 3 時 30 分から

場 所：和泉市役所 3 階 3A・3B 会議室

出席者

教育委員会

教育長	大槻 亮志
教育長職務代理者	深堀 知子
委員	西家 章弘
委員	久米 ひろみ
委員	中西 正人
委員	小谷 美樹

事 務 局

参与

並木 敏昭

教育次長兼生涯学習部長

辻 公伸

(教育・こども部)

教育・こども部長

東 直樹

教育指導監

上田 茂幸

教育・こども部次長兼教育総務課長

鍛冶 公哉

学校園管理室長

佐々木 敦

学校教育室長

阪下 誠

こども未来室長

西角 雅士

学校園管理室教育施設担当課長

大内 浩平

学校園管理室保健給食担当課長

濱田 直美

学校教育室人権教育担当課長

永井 敬

学校教育室教育センター所長

隅埜 哲弥

こども未来室幼保運営担当課長

北野 剛司

こども未来室幼保育成担当課長

樋上 征史

こども未来室幼保育成担当参事

田中 充己

教育総務課課長補佐

大西 薫

教育総務課企画係長

吉田 昌史

教育総務課総務係

西川 世理奈

(生涯学習部)

生涯学習部次長兼文化遺産活用課長

森下 徹

生涯学習推進室生涯学習担当課長

橋本 吉人

生涯学習推進室スポーツ振興担当課長

富岡 大作

久保惣記念美術館館長代理

田中 ゆかり

久保惣記念美術館総括参事兼副館長

橋詰 文之

1. 開 会

2. 会議録署名委員の指名について

3. 教育長の報告

4. 審議事項

- 議案第 25 号 令和 6 年和泉市議会第 2 回定例会に提出する議案について(その 1)
和泉市教育センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 26 号 令和 6 年和泉市議会第 2 回定例会に提出する議案について(その 2)
和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 27 号 和泉市教育委員会事業者選定委員会規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第 28 号 令和 7 年度使用和泉市立小学校及び義務教育学校前期課程教科用図書の採択について

5. 承認事項

- (1)令和 7 年度使用和泉市立中学校及び義務教育学校後期課程教科用図書に関する諮問について
- (2)令和 6 年度和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員会委員の委嘱及び任命について

6. 報告事項

- (1) 令和 6 年度以降の和泉市豊かな心をはぐくむ授業公開について
- (2) (仮称)和泉市北西部認定こども園整備基本計画について
- (3) 北松尾幼稚園・保育園の認定こども園化について

7. 情報提供

- (1)令和 6 年度幼稚園児・児童・生徒数状況について
- (2)令和 6 年度待機児童数について
- (3)令和 6 年度留守家庭児童会在籍児童数の状況について
- (4)令和 5 年度和泉市生涯学習サポート館事業報告及び収支報告について
- (5)令和 5 年度和泉市立青少年の家・槇尾山森林浴コース事業報告及び収支報告について
- (6)令和 5 年度和泉市立図書館事業報告及び収支報告について
- (7)令和 5 年度和泉市内体育館施設事業報告及び収支報告について
- (8)一般財団法人和泉市文化振興財団令和 5 年度決算書類の提出について(別冊)
- (9)一般財団法人和泉市文化振興財団令和 6 年度事業計画書類の提出について(別冊)

8. その他

9. 閉会

大槻教育長	定刻となりましたので、令和6年和泉市教育委員会第5回定例会を開会します。 第4回定例会の会議録ですが、事前に配付し、ご確認いただいておりますが、ご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議ないようですので、第4回定例会の会議録について承認することとします。 今回の会議録署名委員は、深堀職務代理者と西家委員を指名しますので、よろしくお願いします。 次に、資料「教育長の報告」をご覧ください。 令和6年4月18日から5月22日までの主な活動を掲載しています。 何かご質問等ございませんか。 ないようですので、議事を進めてまいります。 本日は、審議事項4件、承認事項2件、報告事項3件、情報提供9件です。 それでは、議案第25号「令和6年和泉市議会第2回定例会に提出する議案について（その1）和泉市教育センター条例の一部を改正する条例制定について」、事務局（学校教育室）から説明願います。
隅埜所長	教育センターの隅埜です。 改正の理由は、北西部地域公共施設の再編成により、教育センターが庁舎第1分館に移転となることに伴い、条例に記載されている位置表記を変更する必要があるためです。 位置表記を現在の教育センターの位置「和泉市府中町四丁目20番1号」から、移転先庁舎第1分館、旧市立病院南館の位置「和泉市府中町四丁目11番23号」に改め、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。 なお、昨年度情報提供にて供用開始時期を令和7年4月とお伝えしましたが、工事スケジュールの状況により、現時点では令和7年5月7日を予定しています。 事前に久米教育委員よりいただいた質問について、ご説明します。 1点目、「PC室の代替について」ですが、昨年度に更新した全教員に貸与している校務用端末は、現教育センターのセミナー室においても既に使用可能となっており、コンピュータ室でなくても教員研修を実施することが可能となっています。また、グリーンルームの児童生徒についても、児童生徒に貸与している1人1台学習用端末を活用します。 2点目、「書庫の足りない面積の確保（他の場所など）について」ですが、庁舎第1分館内の書庫・倉庫の一部にスペースを確保します。 3点目、「屋上の遊びスペースに屋根・ミスト設備はつくのか」ですが、教育センターとして想定している屋上の活用は、グリーンルーム利用児童生徒が行う畑の栽培活動であり、屋根・ミスト設備はございません。図面に記載の遊びス

	ースは、ふたば幼児教室の子どもたちが活用するスペースです。
大槻教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
久米委員	屋上の遊びスペースにおける屋根・ミストについては、子育て支援室で検討されるということでしょうか。
隅埜所長	詳細は把握していませんが、水遊びなどをする際は、簡易のテントを用意すると伺っています。
久米委員	設備等の最終的な決定は、どちらの所管になるのですか。
東部長	教育・こども部の東です。 この北西部の再編成については、市長公室の政策企画室が所管しており、建物の工事や整備については、庁舎第一分館として総務管財室が工事を行います。ミスト等の設備は現在の工事内容にはないものと把握しており、運用面で担当部局が対応することになります。
久米委員	夏の暑い時期に、屋根のない屋上で就学前の子どもたちが遊ぶ場所として問題がないのか、もう一度考えていただきたいと思います。
並木参与	参与の並木です。 委員ご懸念の点は、私から担当者に伝えさせていただきます。施設整備という観点では考えておりませんが、運用面でしっかり対応していく考えは、市として当然あると認識しておりますので、そこも含めて確認します。
大槻教育長	他にご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りします。 議案第 25 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議ないようですので、議案第 25 号は原案どおり可決します。 続きまして、議案第 26 号「令和 6 年和泉市議会第 2 回定例会に提出する議案について（その 2）和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」、事務局（こども未来室）から説明願います。
北野課長	幼保運営担当の北野です。 改正の理由は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、

大槻教育長	所要の規定の整備を行うためです。 子どもの保育に必要な保育士数について、3歳児は概ね20人に1人だったものを、概ね15人に1人とし、4・5歳児は概ね30人に1人だったものを、概ね25人に1人とするよう規定を改めるものです。 公布の日から施行し、当分の間は、従前の規定もその効力を有するとなっております。 なお、本市において3歳児以上を預かる家庭的保育事業は現時点ではございません。 事前に久米教育委員よりいただいた質問について、ご説明します。 1点目、「法定に対して余裕のある人数設定になっているか」ですが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準については、児童福祉法に基づき、市町村が国基準に従い定めることとなっており、今回の条例改正は国基準が改正されたことに伴い、国基準と同じ配置基準となるよう改正するものです。 なお、今回の国基準の改正は、昨年12月に国で取りまとめられた「こども未来戦略」に基づき、安心して子どもを預けられる体制整備のため、保育士などの職員配置基準を3歳児は20対1から15対1に、4・5歳児では30対1を25対1に改定するものとなっています。 2点目、「近隣市町村の配置人数」ですが、堺市・高石市・泉大津市・忠岡町においても、本市と同じく国基準とすると確認しております。 ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りします。 議案第26号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議ないようですので、議案第26号は原案どおり可決します。 続きまして、議案第27号「和泉市教育委員会事業者選定委員会規則の一部を改正する規則制定について」、事務局（学校園管理室）から説明願います。
濱田課長	保健給食担当の濱田です。 改正の理由は、学校給食管理システム構築事業を民間委託するにあたり、事業実施に係る各種提案を総合的に評価し、事業者選定を行うため、公募型プロポーザル方式を予定していることから、和泉市教育委員会事業者選定委員会規則を改正するものです。 なお、学校給食管理システムとは、献立作成や食材価格管理など学校給食に関する業務を総合的に管理するシステムで、現在は、公益財団法人大阪府学校給食会から無償で貸与されたシステムを使用していますが、令和6年度末をもってシステムの貸与が終了することに伴い、新たにシステムの構築が必要となったものです。

大槻教育長	改正の内容は、別表に和泉市学校給食管理システム構築事業者選定委員会の項を追加するもので、担当事務は、学校給食管理システム構築事業の実施に係る事業者選定に関する事。委員定数は5人以内。委員構成は、市立学校校長代表及び市立学校栄養教諭代表、市の職員。委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する者とし、任期は委嘱又は任命の日から事業者選定が終了する日までとしています。 施行期日は令和6年6月1日で、6月に事業者公募の公表、7月に事業者選定を行い、契約締結する予定としています。 ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りします。 議案第27号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議ないようですので、議案第27号は原案どおり可決します。 続きまして、議案第28号「令和7年度使用和泉市立小学校及び義務教育学校前期課程教科用図書の採択について」、事務局（学校教育室）から説明願います。
隅埜所長	教育センターの隅埜です。 小学校及び義務教育学校前期課程の教科用図書については、令和5年度に採択いただいております。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条第1項の規定により、採択期間は4年となっており、令和6年度使用教科用図書と同一の教科用図書を採択しなければならないこととなっています。また、無償措置法施行令第15条第2項、第3項及び同法施行規則第6条の規定により、新たに採択する必要があるときは、令和5年度の採択基準に準じて行うこととなっていますが、新たに採択する必要があるないことから、令和7年度使用教科用図書については令和6年度使用教科用図書と同一のものを採択いただくものです。
大槻教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りします。 議案第28号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議ないようですので、議案第28号は原案どおり可決します。 審議事項は以上ですので、承認事項に移ります。 承認事項1「令和7年度使用和泉市立中学校及び義務教育学校後期課程教科用図書に関する諮問について」と承認事項2「令和6年度和泉市立小学校、中学校

隅埜所長	及び義務教育学校教科用図書選定委員会委員の委嘱及び任命について」は関連する案件ですので、一括して事務局（学校教育室）から説明願います。 教育センターの隅埜です。 本案件については、教育委員会会議における審議事項であります。保護者代表委員候補が5月10日に選出され、選定委員会の開催から教科書採択までの時間を十分に確保するべく、教育長の臨時代理にて選定委員会への諮問及び和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員の委嘱及び任命の手続きを行いましたので、本日承認をお願いするものです。 まず、承認事項1「令和7年度使用和泉市立中学校及び義務教育学校後期課程教科用図書に関する諮問について」説明します。 文部科学省からの通知「令和7年度使用教科書の採択事務処理について」の「1. 各学校段階における令和6年度の教科書採択について(2)中学校用教科書の採択について」に記載のとおり、全ての教科書について、令和5年度に採択したものと異なる教科書を採択することができます。ただし、「中学校用教科書目録」に搭載されているもののうちから採択することとなっており、すべての教科書において新たに採択を行う必要があります。 令和7年度使用中学校教科用図書については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定に基づき、教育委員会が教科用図書の採択を行う必要があります。その調査及び研究については、「和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員会規則」第2条の規定に基づき、和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員会に諮問する必要があります。 第1回和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員会を5月17日に開催しました。選定委員会は、各科目の具体的な調査を調査員に依頼します。調査員は、当該教科において優れた専門的知識を有する教員が市教科研究会顧問などから推薦され、調査研究委員を含め、各教科3～4名を予定しています。また、大阪府教育委員会が作成した教科用図書選定資料等を活用し、項目ごとに必要な調査研究を行い、調査報告書をまとめます。この調査は5月下旬から6月末までを予定しています。6月中旬からは、調査員から教科ごとの調査について選定委員会へ報告します。この報告は、第2回から第5回選定委員会において行う予定ですので、教育委員の皆様におかれましては、ぜひオブザーバーとしてご参加いただきますようお願いいたします。 なお、教科書の見本本をすでに教育委員の皆様にお届けしていますので、閲覧いただきますようお願いいたします。 第2回から第5回の調査員の報告をもとに、第6回の選定委員会で教育委員会への答申をまとめます。この答申をもとに、7月25日開催予定の臨時教育委員会会議で採択をしていただきたいと思いますと考えています。 続いて、承認事項2「和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員の委嘱及び任命について」説明します。
------	---

	令和 7 年度使用中学校及び義務教育学校後期課程教科用図書について、和泉市教育委員会が採択を行うため、その調査及び研究について諮問する和泉市立小学校、中学校義務教育学校教科用図書選定委員会を開催するにあたり、和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員会規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員に委嘱及び任命する必要があります。 「和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校の校長」として、和泉市中学校校長会代表、和泉市中学校教育研究会代表、和泉市小学校教育研究会代表に、「和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校に在籍する児童生徒の保護者」として、中学校在籍児童保護者代表 1 名に委員を委嘱し、教育委員会事務局職員として 3 名を任命したものです。 事前に久米教育委員よりいただいた質問について、ご説明します。 1 点目、「英語のデジタル教科書」は、「紙の教科書と併せて提供」との事ですが、例えば、A 社の紙の教科書を採択すれば、必ず A 社のデジタル教科書を使用しなければならないという意味ですか」については、採択した出版社のデジタル教科書が提供されるものですので、他の出版社のデジタル教科書を使用することではございません。 2 点目、「デジタル教科書の提供は、まだ受けていないのですか」については、令和 4 年度より、全ての小中学校の児童生徒へ英語の学習者用デジタル教科書が提供されています。
大槻教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
小谷委員	保護者代表委員の選出方法を教えてください。
隅埜所長	教育センターの隅埜です。 市 PTA 協議会において協議・調整のうえ、選出いただいております。
大槻教育長	他にご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りします。 承認事項 1 および承認事項 2 について、承認することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議ないようですので、承認事項 1 および承認事項 2 は承認します。 承認事項は以上ですので、報告事項に移ります。 報告事項 1「令和 6 年度以降の和泉市豊かな心をはぐくむ授業公開について」、事務局（学校教育室）から説明願います。
永井課長	人権教育担当の永井です。

	「道徳科」をめぐる経緯については、道徳の授業は、長く教科外活動として実施されてきましたが、「考え、議論する道徳」への転換が求められ、小学校では平成 30 年度、中学校では令和元年度から教科化され、「特別の教科 道徳」がスタートしました。 教科化にあたり、本市では道徳教育推進事業として「豊かな心を育む授業公開」を行い、保護者や地域への道徳の理解を深める取組みを行ったり、文部科学省の研究指定を受けて研究を進めたりするなど、道徳教育の充実に向けて取り組んできました。 平成 28 年度から全校で取り組んできた「和泉市豊かな心をはぐくむ授業公開」は、教科化前との違いや道徳の授業の在り方について地域・保護者の理解を得ることに繋がり、道徳が教育活動において重要であることを周知できましたので、その役割を終え、今年度からは実施しませんが、昨年度、授業公開の際に学校訪問していただいた教育委員もおられます。今後も、道徳に限らず学校訪問を希望される場合は、随行等の対応をさせていただきますので、教育総務課へ申し出ていただきますようお願いします。
大槻教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようですので、続いて、報告事項 2 「(仮称) 和泉市北西部認定こども園整備基本計画について」、事務局（こども未来室）から説明願います。
北野課長	幼保運営担当の北野です。 「1 基本計画策定の目的」では、平成 30 年に策定した「公立保育所・公立幼稚園のあり方について」及び令和元年に策定した「公立保育所・公立幼稚園のあり方に基づく整備方針」に基づき、公立保育所・幼稚園の拠点園化と再編整備の一環として、教育センター等の跡地に国府幼稚園と和泉保育園を移転統合し公立の認定こども園を建設するための整備基本計画を策定するものであることを記載しています。 「3 施設の定員の考え方」では定員を記載しており、1 号幼稚園部分は、3 歳 15 人、4 歳 15 人、5 歳 15 人の 45 人を予定しています。2・3 号保育園部分は、0 歳 9 人、1 歳 15 人、2 歳 24 人、3 歳、4 歳、5 歳がそれぞれ 30 人の 138 人を予定しています。 定員設定の考え方として、1 号幼稚園部分は今後、園児数の減少が見込まれるものの、認定こども園化後は 1 号の延長保育である預かり保育を実施する予定であり、一定の需要増加も想定できることから 45 人としています。2・3 号保育園部分は、今後も定員と同程度の園児数が見込まれ、就学前児童数は減少傾向にあるものの、市全体の保育ニーズは増加傾向にもあることから、現状の 120 人から 18 人増加し、138 人と想定しています。 「4」で認定こども園整備の基本方針として、次の 6 つの方針を掲げています。 方針 1 は、「安心・安全な施設整備」とし、子どもたちが日々の生活や遊びを安全に安心して送れるよう、十分に配慮した施設の整備・備品の配置等を行いま

	す。 方針２は、「多様な保育サービスの提供」とし、延長保育事業や一時預かり事業の実施、特別な配慮が必要な児童への対応を強化し、教育・保育のセーフティネットとしての機能を果たせるように施設整備を行います。 方針３は、「多くの人の利用に配慮した人にやさしい施設の整備」とし、ユニバーサルデザインを基本とし、子どもや職員だけでなく、保護者や来訪者などあらゆる人の利用に配慮した整備を行います。 方針４は、「地域に開かれた認定こども園」とし、これまで国府幼稚園や和泉保育園で実施してきた近隣の高齢者施設訪問や学校園との交流、園庭開放など、地域とのつながりを引継ぎ、認定こども園と地域の結びつきを強め、地域全体で子どもを育てる意識の醸成を図ります。 方針５は、「市全体の教育・保育の質の向上」とし、公開保育研修、外部講師を招いた講義など、研修機能の充実を図るための施設整備を行い、市内保育士などのさらなるスキルアップと市全体の保育の質の向上をめざします。 方針６は、「環境にやさしい施設整備」とし、SDGsの要素を取り入れ、省資源、省エネルギー等、できる限り環境に優しい施設整備をめざします。 地域の在宅子育て家庭のための子育て支援センター「ぶらんこ」は、現在芦部保育園内にありますが、令和７年度末で消防本部の土地に移転民営化することが決まっており、令和８年度は別園に移転し、令和９年度には北西部公立認定こども園内に移転する予定です。 「５全体配置図」として、現況配置図と認定こども園建設の全体計画配置図を記載しています。現在の教育センターと市役所分館を除却し、府中団地側の約3,000㎡を敷地とする計画になっています。駐車場は、北側（市管理道路側）にこども園用10台、子育て支援センター用5台、駐輪場を20台分確保する予定です。 「６平面計画」ですが、こども園の玄関アプローチ、調理室食材搬入口、子育て支援センターぶらんこの玄関はそれぞれ専用出入口を設けるため、北側へ配置します。園庭は日当たりの良い南側（槇尾川側）に配置しますが、園舎や園庭への進入路は全て北側からとし、必ず事務所で管理された玄関から進入する配置としています。 １階には、安全面を考えて乳児エリアを配置するとともに、管理エリアと調理エリア、共用エリア、子育て支援センターエリアを配置します。 ２階は幼児エリア、遊戯室多目的エリア、共用エリアとします。廊下が長くなりすぎないように、共用エリアの廊下や階段を建物の中心に配置します。 特徴的な部分としては、１階には乳幼児用の園庭や小さい遊戯室も配置するとともに、医療的ケア児の対応が出来る医務室を設ける予定です。子育て支援センターとしても、センター利用の子どもが安全に利用できる専用の園庭と菜園を確保します。 ２階は、広めの遊戯室を確保し、会議や研修室として利用できるようにパーティションで区切れるようにします。
--	--

	事業スケジュールは、除却を含め、令和7年7月から令和9年2月末までの工事期間を想定しています。 配置計画や平面図ですが、こちらは1つのイメージとしてお示しするもので、具体的な内容の検討については、今回の基本計画をもとに、今年度と来年度で基本設計及び実施設計を行い、最終的な図面を固めていく予定です。
大槻教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
酉家委員	教育センターの跡地をこのように利用するのは、非常に良いと思います。和泉保育園の利用者にとって、現在の場所より遠くなってしまう点の対応について、説明いただきたいです。
北野課長	令和3年から園児保護者に説明会を実施し、移転の計画を理解したうえで入園いただくよう説明をしています。
酉家委員	国府幼稚園、和泉保育園どちらも借地なので、除却後は所有者に返却するのですか。
北野課長	その予定です。
大槻教育長	他にご質問ございませんか。
小谷委員	駐車場から2階の保育室まで距離があるのが気になりました。送迎時は特に階段が混み合うのではないかと思います。アプローチが2つぐらいあってもいいかと思いました。また、日曜日に働いている方がこどもを預けることが出来る等の先進的な取組みは議論されなかったのでしょうか。もう1点は、保育士の方は大変な業務をこなされていると思いますが、作業効率を上げるような導線の工夫等、何か計画に盛り込まれているのでしょうか。
北野課長	駐車場からの距離ですが、2階に上がることで多少長く感じるかもしれませんが、他の園と大きく変わりません。園児数に対し、駐車台数は多めに設定しています。 2点目の保育時間についてですが、現在、和泉保育園が朝7時開園で夜6時半から7時が延長保育となっており、同じ時間で計画しています。今後、保護者説明会等をしていく中で、もう少し時間を延長してほしいという話が出てきた場合は、検討していきます。 作業効率を上げるような工夫ですが、これからの基本設計・実施設計において、現場の保育士の方の意見も聞いて対応を検討します。
大槻教育長	他にご質問ございませんか。

久米委員	和泉中央の辺りで、一般的な保育園よりも朝早くからこどもを預けることが出来るような施設がありますか。もしご存知でしたら、詳細を教えてください。
北野課長	エンゼルハウスがイズミヤの前にあり、もう1つ、いずみディセムプレスクールという国が直接認可する企業主導型保育の事業所が、去年オープンしたと聞いています。
久米委員	その施設は、教育委員会の管轄外でしょうか。
北野課長	エンゼルハウスは子育て支援室が所管となり、企業主導型保育であれば市を通さず、基本的には届出だけで事業ができます。
久米委員	現在、エンゼルハウスは和泉市内で何か所あるのでしょうか。
北野課長	4か所です。
久米委員	(仮称)和泉市北西部認定こども園を、例えば、日曜日など未使用の時間に施設開放をして、そのようなサービスと提携することはできないのでしょうか。
北野課長	施設の一部を子育て支援センターぶらんことして利用しますので、在宅の子育て家庭に対する支援については、引き続きぶらんこが担います。認定こども園になると、地域の子育て家庭向けに職員を手厚く配置し、園庭開放や育児相談の機能を充実させる必要がありますが、勤務時間内対応が基本となります。
大槻教育長	他にご質問等ございませんか。 ないようですので、続いて、報告事項3「北松尾幼稚園・保育園の認定こども園化について」、事務局(こども未来室)から説明願います。
北野課長	幼保運営担当の北野です。 現在、公立保育園及び幼稚園については、平成29年度策定の「公立保育所・幼稚園のあり方」及び令和元年度策定の「公立保育所・幼稚園のあり方に基づく整備方針」に基づき、拠点園化や再編整備を進めております。「整備方針」では、北松尾について、幼稚園と保育園の建て替え時を待って認定こども園化すると定めていますが、令和6年4月1日の北松尾幼稚園の園児数が13人となることから、既存の施設を活用し、認定こども園化の時期を令和8年4月に前倒ししようとするものです。 「2.あり方・整備方針について」ですが、「あり方及び整備方針」を定めた時点での各園の整備方針を掲載しています。

	北松尾幼稚園と北松尾保育園は、築年数が比較的新しい施設であるため、「施設の老朽化に伴う建て替え時に認定こども園として再整備」と定めています。 「3. 北松尾幼稚園、園児数の推移」をご覧ください。 令和2年度から掲載していますが、4歳児と5歳児で定員が70人のところ、在園児数は減少傾向が続き、令和6年4月に、北松尾幼稚園の園児数が4歳児4人、5歳児9人の合計13人になっています。 北松尾幼稚園は園児数の減少により、切磋琢磨する機会の減少・人間関係の固定化等、幼児教育及び小学校への接続の観点から適切とはいえない状況になる恐れがあり、施設の建て替えを検討する時期を待たずに何らかの対応が必要な状況となっています。 一方、参考として掲載している北松尾保育園では定員が130人のところ、概ね定員程度の受け入れを維持しています。主に1、2歳児では、入所が出来ない保留児童もほぼ毎年発生しています。 北松尾幼稚園は築26年、北松尾保育園は築32年で、敷地面積は北松尾幼稚園が約2,800㎡、北松尾保育園が訳2,400㎡です。2棟の建物を一体的に活用するため、現況平面図の真ん中に記載している黄色の箇所に、保育園と幼稚園を段差なく繋げる通路を新たに作る予定です。 北松尾幼稚園が園児数の減少により、適正な集団教育が確保出来ない状況となる恐れがあることから、北松尾保育園を含めた認定こども園化について、整備方針に定める時期を前倒しして再編整備しようと考えています。 再編整備の時期としては、どちらも比較的新しい施設であることから、現在の施設を活用し、必要な改修を令和7年度に行い、令和8年4月に認定こども園として開園することをめざします。また、認定こども園化するにあたり、中部地域の待機児童・保留児童対策として、保育定員の増加を図るものとします。 主な改修内容としては、隣り合っている両方の園舎を接続する通路の設置、保育園の4・5歳児室を2・3歳児室に改修するとともに、トイレを低年齢用トイレに改修、また、障がい者用駐車場区画の整備などの「大阪府福祉のまちづくり条例」に準拠するためのバリアフリー改修です。 「6」で「再編整備後の認定こども園についての検討案」をお示ししています。特徴としては、1号と言われる幼稚園部分について、3歳児からの受け入れを開始するとともに、延長保育にあたる「預かり保育」を実施します。2・3号保育園部分については、定員を19人増員します。 また、認定こども園化に伴い、地域の子育て支援事業を実施する必要があるため、つどいの広場や相談支援等の事業の実施を行います。どの事業を実施するかについては、これから検討を行う予定です。 現状、令和6年4月1日の園児数としては、北松尾保育園が127人（定員は130人）、北松尾幼稚園が13人（定員は70人）で在園児数は合計140人となっています。認定こども園化を行うことで、保育所部分の定員を19人増加して149人、幼稚園部分の定員については3歳児の受入れを開始するため30人として、合計179人を予定しています。
--	---

	「7. 今後のスケジュール」では、6 月厚生文教委員会協議会で報告、7 月庁議・こどもまんなか会議で報告と記載していますが、こどもまんなか会議の開催時期が 9 月頃と伺ったので、こどもまんなか会議への報告は 9 月になる予定です。 保護者や地元説明会は 8 月頃の実施になる予定です。9 月に配布する来年度向け願書等に、令和 8 年 4 月からの認定こども園化を明記していく予定です。 令和 7 年 2 月の市議会第 1 回定例会で認定こども園設置条例案や改修工事の予算案を提出し、令和 7 年度中に改修工事、令和 8 年 4 月の開園をめざします。 事前に深堀職務代理者よりいただいた「認定こども園になると、利用者目線で何が変わるのか」という質問についてですが、幼稚園・保育園利用者の共通の変更点として、3 歳児以上では、同じ教室で幼稚園部分と保育園部分の子どもが一緒に過ごすことになります。 幼稚園利用者の大きな変更点としては、3 歳児からの受入れを開始するとともに、預かり保育・延長保育・園内で調理した給食を実施することです。 保育園利用者の大きな変更点としては、保育園の場合、仕事を辞めるなど保育の必要性がなくなった際、基本的に退園をお願いしているのですが、認定こども園の場合には、幼稚園部分に移ることが出来るので退園せずに済むことです。
大槻教育長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようですので、報告事項は以上です。 続いて、情報提供に移ります。 情報提供 1 から 9 についてですが、事前に資料を配布していますので、説明は省略します。何かご質問等がございましたらお願いします。
久米委員	情報提供 5「令和 5 年度和泉市立青少年の家・槇尾山森林浴コース事業報告及び収支報告」の収支状況について、自主事業で赤字になっています。消耗品で約 300 万円支出していますが、具体的な内容を教えてください。
橋本課長	生涯学習担当の橋本です。 自主事業の運営方法ですが、指定管理者である大阪 YMCA の企画で、ファミリーバーベキュー、キャンプ、魚つかみ体験、丸太を使ったクラフト体験、サウナ体験などを実施しており、自主事業収入は、バーベキューやキャンプ等の参加者から徴収する参加費が約 320 万円、自動販売機の売上が約 15 万円、弁当、野外炊事材料や薪などの燃料販売として約 240 万円です。支出した消耗品費約 300 万円の主な内容は、弁当や野外炊飯材料等の昼食食材費が約 200 万円、薪等の燃料購入費、キャンプやクラフトなどの体験に要する材料費です。
久米委員	赤字も想定の上で運営しているのでしょうか。
橋本課長	自主事業は、収支が見込める事業と、今後、チャレンジ的にどのような需要があるのかを探っていく事業があります。本件は、新ニーズを探るために市と協力

	しながら自主事業を立ち上げていただいたので、今回の結果を元に、今後、色々な事業の精査をしていきたいと考えています。
大槻教育長	他に情報提供についてご質問等ございませんか。
小谷委員	青少年の家の利用人数について、以前、利用人数を上げる取組みをご説明いただいたかと思いますが、その結果が表れているのか教えてください。
橋本課長	新たな事業を展開するにあたり、昼間の利用や団体の利用増加を図っていただいた結果と認識しています。ただ、平日の昼間は大きな人数の増減はなく、休日の利用増加が大きく表れていると思います。今後、昼間利用の増加を図れるような施策を考えていきます。
大槻教育長	他にご質問等ございませんか。
久米委員	情報提供 7「令和 5 年度和泉市内体育館施設事業報告及び収支報告」の温水プールについて、プール機能停止に係る補償金が含まれるということですが、今後、市としてどのように対策をされるのでしょうか。
富岡課長	スポーツ振興担当の富岡です。 温水プールは令和 6 年 4 月 1 日から公益社団法人 YMCA が指定管理者として、令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間、運営を継続する方針です。ただし、平成 9 年のオープンから 27 年が経過し、施設、設備が老朽化しており、修繕のための利用停止期間が発生するなど、維持管理が課題になっていることなどから、今後あり方について検討する必要があると考えています。
久米委員	頻繁に設備の不具合等で利用停止してしまう現状に、何も打ち出せていないのはどうかと思います。
富岡課長	委員ご指摘のとおり、近年では修繕による急な停止が複数回発生しておりました。今年度は、計画的に受水槽の工事を予定しており、2 か月間利用停止しますので、事前に周知を行います。今の時点では明確な方針はございませんが、今後、方針を出していきたいと考えています。
久米委員	(仮称)北部総合スポーツセンターにプールをつくってほしいという声はあがっているのでしょうか。
富岡課長	現時点でそのような話を聞いたことはございませんが、そのようなことも含め、基本構想の中で検討していきたいと思っています。

久米委員	現状として、膨大な補修費がかかっており、市民の水泳に関するスポーツ活動に非常に影響を与えている部分ですので、対策と方針についての議論を活発にしていきたいです。
大槻教育長	他にご質問等ございませんか。 ないようですので、以上をもちまして、本日の定例会は終了します。

令和 6 年和泉市教育委員会第 5 回定例会の様子



傍聴は当日受付しています。皆様の傍聴をお待ちしております。

傍聴方法：当日受付

開会時刻 15 分前から先着順で入室可能ですが、その時点で定員を超える場合は抽選とします。（定員数は会場により異なります。）

ただし、人事に関することなど非公開となる案件は傍聴できません。